

健生食輸発0210第1号
令和8年2月10日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(ベトナム産落花生及びその加工品のアフラトキシン)

標記については、令和7年3月28日付け健生食輸発0328第1号(最終改正：令和8年2月4日付け健生食輸発0204第2号)により通知したところである。
今般、輸入時のモニタリング検査においてベトナム産落花生からアフラトキシンを検出したことから、同通知の別添1を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしく願います。

記

別添1のベトナムの項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
落花生及びその加工品 (落花生を10%以上含有するものに限る。)	—	総アフラトキシン(アフラトキシンB ₁ 、B ₂ 、G ₁ 及びG ₂ の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10μg/kgを超えて付着又は含有しているおそれがあるため。

を追加する。